



2026年5月26日

各 位

会社名 鈴 茂 器 工 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 谷 口 徹  
(コード番号：6405 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員コーポレート本部長 武田 晃佳  
(TEL. 03-3993-1396)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月26日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月27日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

##### (2) 剰余金の配当等の決定機関

株主への利益還元を機動的に実施できるよう、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とする変更案第42条を新設するものであります。

なお、この定款変更の効力発生後も、引き続き株主総会で剰余金の配当等を決議することはできません。

##### (3) 本店所在地

当社は、CRE戦略の一環として、本社機能の最適化および業務運営の効率化を図るため、本社オフィスの規模の適正化ならびに営業部門の機能集約を推進するとともに、市場環境の変化に迅速に対応し得る強固な経営体質の構築および中長期的な企業価値の向上を目的とした戦略的な拠点配置を進めてまいります。これに伴い、登記上の本店所在地を営業活動の中核である東京事業所の所在する東京都練馬区へ変更するものであります。

##### (4) そのほか、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次の通りです。

なお、本議案は、第 66 回定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>中野区</u>に置く。</p> <p>第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第 18 条 <u>当社の取締役は、10 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行通り)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>練馬区</u>に置く。</p> <p>第 4 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 6 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 7 条～第 9 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条～第 15 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (現行通り)</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第 17 条 <u>当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>6 名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>3. <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にてこれを選任する。</u></p> <p>4. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する</u></p>

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 19 条 (条文省略)

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(取締役の報酬等)

第 21 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、会長 1 名、副会長 1 名、社長 1 名、副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 23 条 取締役社長は、当会社を代表する。  
2. 前項のほか、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定ことができ、おのこの当会社を代表するものとする。

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 18 条 (現行通り)

(取締役の任期)

第 19 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年後の定時株主総会開始のときまでとする。

(取締役の報酬等)

第 20 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員であるものを除く。)の中から、会長 1 名、副会長 1 名、社長 1 名、副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役社長は、当会社を代表する。  
2. 前項のほか、取締役会の決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役若干名を選定することができ、

<p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 25 条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が<u>取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 28 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免</p>	<p>おのおの当社を代表するものとする。</p> <p>第 23 条 (現行通り)</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役が<u>取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 28 条～第 29 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免</p>
---	--

<p>除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第 31 条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(員数および選任方法)</u></p> <p>第 32 条 当社の<u>監査役は、4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(常勤監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 当社の<u>監査役会の招集通知は監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領お</u></p>	<p>除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第 31 条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 当社の<u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要</u></p>
--	---

<p>よびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条（条文省略）</p>	<p>領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条（現行通り）</p>
---	--

<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 45 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 46 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第 48 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 42 条 当社は、剰余金の配当その他の会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>第 44 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 第 66 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の責任については、当該株主総会における変更前の定款第 40 条の規定はなお効力を有する。</p>
---	--

### 3. 日程

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 2026 年 6 月 27 日 (土) |
| (2) 定款変更の効力発生日        | 2026 年 6 月 27 日 (土) |

以上